

東京三弁護士会共催シンポジウム 「企業コンプライアンスに生かす！ 今こそ育てる内部通報制度 ～国内外のグループ会社の一元窓口処理も射程として～」開催報告

公益通報者保護特別委員会委員 樋口 千鶴 (60 期)

1 シンポジウム概要

本年3月9日、標記シンポジウムが弁護士会館で開催された。消費者庁は、2016年12月、従来のガイドラインを大幅に拡充した「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」（以下「ガイドライン」という）を公表し、通報制度の普及、充実を推進しているが、他方で内部通報制度が生かされないまま不祥事につながった事例は後を絶たない。こうした背景もあってか本シンポジウムは満席での開催となり、弁護士の関心の高さが窺われた。

第一部は、消費者庁消費者制度課の太田哲生企画官から、通報制度の見直しに関する直近の状況を踏まえ、ガイドラインのポイントについてご講演いただいた。第二部は、多彩なパネリストをお招きし、グローバル企業における通報制度の活用と実践的工夫、国内外における通報制度の現状と課題をトピックとして、実務に踏み込んだパネルディスカッションを行った。

2 第一部：講演

「実効性のある内部通報制度の構築にむけて」

(1) 実効性向上の必要性

近時の不祥事案に鑑み、制度の実効性の向上を図ることは非常に重要な政策課題であるとの認識とともに、大企業や国・都道府県では必ずしも適切な運用がなされておらず機能不全に陥っている例もあること、中小企業や地方自治体では、制度の普及自体が十分でなく底上げが必要であるとの分析が示された。いわゆる第三者委員会の報告書には、通報制度の形骸化、周知不足、経営幹部による不正の隠蔽といった記述が軒並み見られるという指摘もあり、事業者にとって内部通報制度を実効的に運用することの重要性が重ねて示唆された。

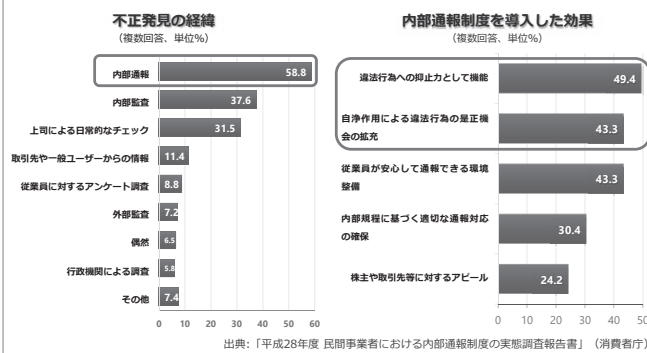
(2) 法改正を巡る動向

消費者庁では、有識者検討会（座長：東京大学の宇賀克也教授）を立ち上げ、制度の実効性の向上について最終報告書を取りまとめた*1。この検討を踏まえた取り組みの

内部通報制度の効果

不正発見の端緒の第1位は、内部通報。
内部監査の約1.5倍に上る。

導入の効果として、違法行為の抑止や
自浄作用の向上を挙げる事業者が多い。



ひとつがガイドラインの大幅拡充である。あわせて、2018年1月15日、内閣総理大臣から内閣府の消費者委員会に対し、法における規律のあり方や行政の果たすべき役割等に係る方策を検討することについて諮問が行われ、法改正に向けた動きが本格化しつつあることも紹介された。

(3) ガイドライン改正～4つの視点

ガイドラインは、有識者検討会で提言された4つの視点（通報者、経営者、中小事業者、国民・消費者）を基に策定された。このうち、通報者にかかる視点を最重要と位置づけ、安心して通報や相談ができる環境整備が制度の根本であること、かかる環境整備の中身として、通報にかかる秘密保持の徹底、不利益取扱い禁止の重要性のほか、通報を行って企業に貢献した人に対して正当な評価をしていく必要性も示唆された。

(4) 実効性のある制度の普及に向けて

経済界における通報制度推進の一例として「経団連の企業行動憲章実行の手引き（第7版）」にガイドラインが取り上げられていることの報告があった他*2、ESG投資*3やコンプライアンス違反倒産*4など、内部統制の重要性に関連する近時の話題も併せて紹介された。

また、ガイドラインに基づいた積極的取り組みを推進するため、事業者インセンティブを付与する観点から認証制度の導入が検討されていることも報告された。

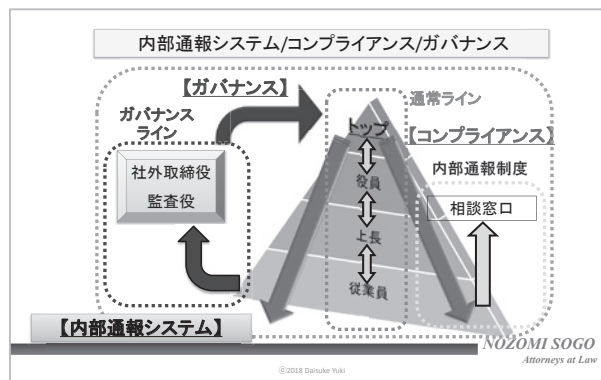
3 第二部：パネルディスカッション

(1) パネリスト

太田氏に加え、花王株式会社執行役員・法務コンプライアンス部門統括の杉山忠昭氏、結城大輔弁護士（第二東京弁護士会）、杉本武重弁護士（第一東京弁護士会・ブリュッセル弁護士会）がパネリストとなり、活発な議論が行われた。コーディネーターは、金子憲康弁護士（第二東京弁護士会）が担当した。

(2) 発言要旨

花王株式会社の杉山氏から、全世界のグループ会社すべて、及びそのサプライチェーンまで含めた通報相談体制を構築していること、及び通報を呼び込む仕組みや通報を適切に処理するための工夫が紹介された。



* 結城大輔弁護士提供

結城弁護士からは、不正発見の端緒は圧倒的に内部通報が多いとのデータが紹介された他、通報制度は企業にとってコンプライアンスとガバナンスの要になる意味でも重要な制度であること、制度の整備と実効性のある運用が重要である

との指摘があり、実務的観点から様々な具体例が語られた。

消費者庁の太田氏は、弁護士が担当する外部通報窓口について、民間の専門会社でない付加価値をいかに提供できるか、匿名性確保や秘密保持、調査是正について法律的な知見を生かすことが期待されると述べられた。また、顧問弁護士による外部窓口の兼任問題については、ガイドラインのとおり、中立性や公平性に疑義がもたれないような運用が期待されるとの指摘があった。

ベルギーからスカイプ参加された杉本弁護士は、EU法を前提とした公益通報のあり方について、GDPR（General Data Protection Regulation：一般データ保護規則）が個人データを欧州経済領域から第三国に移転することを原則として禁止していることを紹介し、日本企業が内部通報制度をEU拠点に導入した場合、不可避免的に個人データの処理（および移転）が生じることになるため、GDPRへのコンプライアンス対応をとる必要があることについて解説された。さらに、欧州への通報制度の導入にあたっては、歴史的な背景を踏まえ欧州人の考え方を理解した上で、通報を呼び込む工夫をすることが大切であるとの視点も示された。

4 シンポジウムを終えて

コンプライアンス充実に資する通報制度のあり方について、実務的な観点を踏まえ多方面から学ぶ貴重な機会となった。ガイドラインの大幅改訂、法改正の検討など、通報制度を巡る動きが活性化の中で、健全な通報制度の定着のため弁護士に期待される役割は大きい。数多くの弁護士が内部通報制度に関心を持ち、裾野を広げていくことの重要性を再認識させるシンポジウムであった。

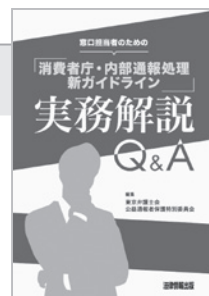
新刊ブックレット紹介

『窓口担当者のための

「消費者庁・内部通報処理新ガイドライン」実務解説Q&A』

東京弁護士会公益通報者保護特別委員会（平成30年3月 法律情報出版）

改正ガイドライン全文を実務的な観点から網羅的に解説しました。ご参照ください。



* 1：公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会 最終報告書 http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/research/improvement/pdf/koujou_161215_0003.pdf

* 2：一般社団法人日本経済団体連合会企業行動憲章実行の手引き 第7版 10-4 <http://www.keidanren.or.jp/policy/cgcb/tebiki7-10.pdf>

* 3：企業が持続可能な社会の構築に向けて貢献できているかに着目して投資先企業を選別する投資手法。環境Environment・社会Social・企業統治Governanceの頭文字を組み合わせた造語。出典：平成29年7月4日 日本経済新聞朝刊

* 4：参考：帝国データバンク「2017年度コンプライアンス違反企業の倒産動向調査」<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p180405.pdf>